



ようやく朝晩涼しくなってきました。とはいえ昼間はまだ真夏日手前の気温の日が頻発しています。地球温暖化を通り越して地球沸騰の時代が来た、というのも納得な感じです。そんな中、早くも東京ではインフルエンザが流行しだしたようです。手洗いうがい、換気やマスクで、感染症を予防するようにしましょう。



1. マイナ保険証



●マイナ保険証の最新情報

～スマホで使用可能に！マイナ救急開始！～

→そろそろみなさんのご自宅に資格確認書が届いている頃でしょうか（令和7年7月号参照）？資格確認書が届いていないマイナ保険証をお持ちのみなさんに、マイナ保険証に関する最新情報をお届けです。

<マイナ保険証の今>

■スマホで使用可能に（R7.9.19～）

保険証利用登録が未済の場合はマイナポータルから利用登録→**スマホ**にマイナンバーカードを**追加**して使用
※スマホが使える表示のある医療機関・薬局で使用可

■マイナ救急の開始（R7.10.1～）

救急車を呼んだ際、救急隊員へ**マイナ保険証**を提示すると、救急隊員が専用の端末で氏名・生年月日・住所・受診した医療機関名・既往歴・薬の情報等を読み取り、**搬送先の選定や適切な処置等**に役立てることが可能
※本人同意のみで、暗証番号の入力なしで閲覧可能
※現状、スマホ対応はしておらずマイナ保険証（マイナンバーカード）の携行が必要に

→医療機関で話を聞くと、マイナ保険証に誤った情報が入っていたりすることもあるそうです。便利な反面、一刻を争う命の現場で、万が一の間違いがないことを願っています。

2. 通勤手当

●通勤手当の非課税限度額、変更！？

～変更の場合、今年の年末調整で調整が必要に！～

→8月の人事院の給与勧告で、**自動車等交通用具**で通勤する場合の**通勤手当額の引き上げ**が提言されました。対象は直接的には一般職の国家公務員（特別職や地方公務員は除く）ですが、これを受けて私たち**民間の通勤手当の非課税上限**も改正される可能性があります。改正された場合、**年末調整での調整**が必要になるためご注意ください。

<給与勧告の内容>（通勤手当でR7.4開始予定のもの）

■一般職公務員の通勤手当の引上げ（45km以上は割愛）

- ・5km未満：2,000円→2,000円（現状通り）
- ・5km以上10km未満：4,200円→4,200円（現状通り）
- ・10km以上15km未満：7,100円→**7,300円**
- ・15km以上20km未満：10,000円→**10,400円**
- ・20km以上25km未満：12,900円→**13,500円**
- ・25km以上30km未満：15,800円→**16,600円**
- ・30km以上35km未満：18,700円→**19,700円**
- ・35km以上40km未満：21,600円→**22,800円**
- ・40km以上45km未満：24,400円→**25,900円**

→このほか、R8.4実施分として65km以上（上限100km以上）の区分の新設、**駐車場等の利用料**（月5,000円上限）に対する通勤手当の新設も予定されています。今後、**非課税限度額の変更**にご注目頂けたらと思います

今月のピックアップ

●業務改善助成金、拡充！～最低賃金引上げに対する国の支援策～

対象事業所が、‘事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満までの事業所’へ拡充、R7.9.5から改定前日までに引上げをすれば賃金引上げ計画届の提出も不要になりました。

●けんぽアプリの開発！～R8.1開始予定～

マイナンバーカードを持っている方向けに、傷病手当金等の申請をスマホ等からできるアプリが開発されます。事業主証明の方法が気になりますが、マイナンバーカードを持たせたい施策が多い感じです。

□お問い合わせ先□

〒460-0003

名古屋市中区錦2-15-19

アゼット錦ビル5B

中京社会保険労務士法人

電話：052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

